

## 個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

納期限は11月30日(木)

8月中旬に県から送付した納付書で納期限までに納付してください。

※納付書を紛失された方は

問い合わせ先へ

岡知多県税事務所

県民税・事業税グループ

☎0569(89)8174



## 11月30日(土)は「年金の日」

厚生労働省では「国民ひとり1人が「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として11月30日を「年金の日」としています。自分の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

## Jアラートを活用した情報伝達訓練

町内14か所の屋外拡声機のほか、家庭用の同報無線戸別受信機、防災ラジオから訓練放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

### ●Jアラートってなに？

Jアラートとは、国から直接住民に緊急情報を伝えるシステムです。国が送信した弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報などが、市町村防災行政無線な



どを通じて、住民へと瞬時に伝達されます。

### ■全国一斉情報伝達訓練

#### ●とき

11月15日(木) 午前11時頃

#### ●放送内容

「これは、Jアラートのテストです」×3回  
「こちらは、こうほうひがしうらです」

#### 岡防災危機管理課

内線349

### ●「ねんきんネット」でできること

パソコンやスマートフォンからいつでも自分の年金記録や年金見込額を確認できるほか、様々な機能が利用できます。

- ・ 将来の年金見込額の試算
- ・ 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・ 受給に関する各種通知

☎0569(21)2375



## 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。大切に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

### ●発送時期・対象

①10月下旬～11月上旬に順次発送

#### ・対象

令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方

②令和6年2月上旬に発送

#### ・対象

令和5年10月3日から令和5年12月31日の間に国民年金保険料を納付した方

### ●控除の対象

令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。家族(配偶者や子ども



など)の国民年金保険料を支払っている場合は、自身の国民年金保険料に加え、その保険料も控除が受けられます。

### ●保険料は忘れずに納めましょう

国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万が一のときにも心強い味方となる制度です。

岡ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

※050から始まる電話の場合

は☎03(6630)2525

#### ▼受付時間

- ・ 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
- ・ 第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日除く)、12月29日～1月3日は利用不可

## 忘れずに申請を！ 離婚時の年金分割制度



離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができま

### ■請求期限に注意！

離婚をした日の翌日から2年

※請求期限を超過すると請求不可

### ■分割方法は2種類

#### (1) 合意分割

離婚等をして、条件①②に該当した場合、当事者の一方または双方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができる制度です。

#### ▼条件

①婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)があること。

②当事者の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたこと。(合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、

裁判所が按分割合を定めることが可能)

※合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間

が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされま

#### (2) 3号分割

離婚等をして、次の条件に該当した場合、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

#### ▼条件

婚姻期間中に平成20年4月1日以後、国民年金の第3号被保険者期間があること。

※「3号分割制度」は、当事者の合意は必要ありません。

ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合は「3号分割」請求は認められません。

### ■年金分割の話し合いに必要な情報通知書(分割の対象となる期間等記載)

事前に請求することができます。年金分割のための情報提供請求書を請求者の住所地を管轄する年金事務所に提出すると通知書を受け取ることができます。

### ■当事者の一方がお亡くなりになっている場合

情報通知書の請求ができない、相手側が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求できない場合があります。速やかに問い合わせ先へ

関半田年金事務所

☎0569(21)2375

10月2日

## 役場庁舎に「特定屋外喫煙場所」を設置

役場庁舎は令和元年7月1日から、改正健康増進法の施行に伴い敷地内禁煙としてきました。

しかし、たばこを吸う方が一定数おり、役場敷地近くでの喫煙が見受けられました。このことから、喫煙者だけでなくたばこを吸わない方への配慮として「正式に吸うことが認められた場所」を確保し、望まない受動喫煙への対策を講じた「特定屋外喫煙場所」を設置することとしました。なお、この喫煙所は、来庁される方にご利用いただくだけでなく、町職員も利用します。



※職員の喫煙時間  
…始業(午前8時30分)前および終業(午後5時15分)後の休憩時間(正午~午後1時)  
※休みの時差休憩などにより、これ以外の時間に使用することがあります。



関総務課 内線244

- 「特定屋外喫煙場所」とは？  
敷地内禁煙施設であっても、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙所を設置することができ、それを「特定屋外喫煙場所」と言います。
- 必要な措置
- ①喫煙をすることができ場所が区画されていること。
- ②喫煙をすることができ場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③施設を利用する方が通常立ち入らない場所であること。

11月9日～15日は  
秋の火災予防運動

令和5年度

全国統一防火標語

「火を消して

不安を消して

つなぐ未来」

空気が乾燥して火災が発生しやすい時期を迎え、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。火災は一人ひとりの心がけで防ぐことができます。大切な命、財産を守るため、火災予防に対する意識を高め、火災を未然に防ぎましょう。



■住宅防火いのちを守る10のポイント

少しの油断から火災は発生します。火気の取扱いは十分注意してください。

●4つの習慣

④火災を小さいうちに消す

③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。

②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検して、10年を目安に交換する。

①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。

⑥6つの対策

③コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

①寝たばこは絶対にしない、させない。

⑤お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

④共同住宅の廊下や階段には物を置かない。

③ごみは決められた日の朝に出す。

②放火されない環境づくり

①家の周りに燃えやすい物を置かない。



ために、消火器などを設置して使い方を確認しておく。

⑥防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

⑤放火火災を防止するために

放火火災は全国的にも常に火災原因の上位となっています。

②センサー付き照明器具などの外灯をつけて、明るくする。

③物置や車庫には鍵をかけ、車などのカバーは防災製にする。



品を使用する。

④共同住宅の廊下や階段には物を置かない。

⑤ごみは決められた日の朝に出す。

■住宅用火災警報器

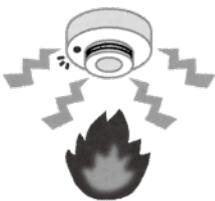
住宅用火災警報器は火災をいち早く知らせしてくれる機器です。きちんと作動するように、日ごろの維持管理が大切です。定期的に作動確認をしましょう。

●動作確認方法

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認します。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

●機器本体の寿命に注意

住宅用火災警報器の本体は10年を目安に交換しましょう。



11月27日は  
「あいち県民の日」

愛知県は令和4年の県政150周年を機に、県民が愛知への理解と関心を深め、愛知への愛着および県民としての誇りを持つ契機とする日として「あいち県民の日」を創設しました。

また、「あいち県民の日」までの1週間を「あいちウィーク（11月21日～27日）」として、県内各地で公施設などが割引や無料で利用できたり、イベントなどが開催されたりします。

詳細は「あいち県民の日・あいちウィーク特設サイト」へ



愛知県民総務課  
052(954)6158



## 中小企業

### 男性育児休業取得促進奨励金

県では、男性従業員が育児休業（出生時育児休業を含む）を取得した県内中小企業などに対して奨励金を支給します。

#### ●支給対象

県内に本社（主たる事務所）を有し、常時雇用する従業員の数が300人以下

の法人または個人事業主

#### ●主な支給要件

男性従業員が令和5年4月1日以降に育児休業を開始し、通算14日以上の子育て休業を取得後、原職などに復帰していること

#### ●支給額

通算14日以上50万円、通

算28日以上100万円

#### ●申請期間

令和6年3月31日〇時まで（必着）

奨励金制度の詳細は「あ

いちイクメン・

イクボス応援サ

イトへ



愛知県労働局労働福祉課

仕事と生活の調和推進グ

ループ

☎052(954)6360

### 廃棄物を焼却することは法律で禁止されています



廃棄物の焼却は、煙やにおいが周辺住民の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生することがあるため、法律で禁止されています。

なお、例外として焼き

畑・畔あぜの草など、農業を営むためにやむを得ない野焼きなどは認められています。ただし、周辺住民から苦情があった場合には指導の対象となります。

農業を営むための野焼き

を行う場合は、周りの迷惑

にならないよう、①～⑤に

注意して実施してください。

①焼却時間が短時間(30分

程度)で終わる程度の少

量にとどめる。

②風向きや強さ、時間帯(洗

濯物を干していない時間

帯など)を考慮する。

③焼却する雑草などが濡れ

ていると煙が多く発生す

るため、よく乾かしてか

ら焼却を行う。

④野焼きをしている間は、

その場を離れない。

⑤野焼きをする前に周辺住

民に連絡するなど、理解

を得て迷惑にならないよ

うに配慮する。

※農業を営むためでも、ビ

ニール類、プラスチック

類、ゴム類の野焼きは禁

止されています。

☎環境課 内線282

### 「わーくりい知多」新規会員登録募集



#### ●わーくりい知多

中小企業に働く勤労者（パート労働者を含む）・事業主を対象に、様々な福利厚生サービスを提供しています。

#### ●主なサービス内容

・いざという時の共済給付事業  
・生活習慣病予防検診受診助成  
・宿泊補助や夏季保養施設あつせん など

#### ●対象

中小企業に働く勤労者、事業主  
※個人事業主、パート従業員も加入可

#### ●入会金 1000円/人

※全額事業主負担

#### ●会費

月額1000円/人

※事業主負担額600円以上

パート従業員補助あり

#### ●キャンペーン

12月15日〇までに新規加入した事業所には特典あり

#### ●申込み・問い合わせ

わーくりい知多

(一財)知多地区勤労者

福祉サービスセンター)

☎0120(29)5509

#### お詫びと訂正

広報ひがしうら令和5年9月号(No.1386)に掲載した「「う・ら・ら」で行ってみよう！おすすめ歴史スポット」(P.9)において、①村木啓跡・八剣社の紹介文に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

【誤】信長の家臣であった清水家重

【正】信元の家臣であった清水家重